

簡易な収入(所得)見込額の申立書
【家計急変者】

【記入例】
所得で申告

【1】

○「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金申請書」と一緒にご提出ください。

① 下記にチェック (☑) してください。

☒ 私の世帯は、予期せず家計が急変し、収入が減少した場合

【1】予期せず令和5年1月から8月までに家計が急変し、収入が減少した場合✓を記入して下さい。

収入の減少が、定年退職等のあらかじめ予期されるものである場合、本給付金の対象とはなりません。

(記入上の注意)

「予期せず家計が急変」したことには、定年退職による収入の減少等の収入等、当該月に収入がないことがあらかじめ明らかであるもの

② 申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した者全てについて記入してください。

	(フリガナ) 氏 名	左欄の者が扶養する者の数 ①	令和5年度 住民税 課税状況 ②	障害者控除等の適用 ③	収入の減少のあった年月 ④	任意の1か月の収入⑤			年間収入 見込額 D×12 ⑥	非課税相当 収入限度額 ⑦
						給与収入 ⑤A	事業収入 又は 不動産収入 ⑤B	年金収入 ⑤C		
1	【2】 ○○ ○○ ○○ ○○	0 【3】人	☒ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	令和5年 3 月	収入合計額 A+B+C= 【D】 140,000 円	140,000 円	140,000 円	1,680,000 円	930,000 円
2		【3】	☐ 課税 ☐ 非課税	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除	令和5年 月	収入合計額 A+B+C= 【D】 円	円	円	円	円
3										
4										
5										

【2】申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記載した全ての方の状況を記載して下さい。

【3】この方が扶養する人数(扶養控除等申告書等に記載の人数)を記載し、④欄には収入の減少のあった月(令和5年1月～8月までの任意の1月)を、⑤欄にはその月の収入額を、⑥欄には【D】×12の額を記載してください。

【4】下表から、この人数に対応する区分の非課税相当収入限度額を確認し、

【5】この額を⑦欄に記入して下さい。

【6】非課税相当額収入限度額(⑦欄)と年間収入見込額(⑥欄)を比較して、⑥欄のほうが高いため、所得による申請(2枚目を記入)

(記

- ①「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入して下さい。(扶養控除等申告書で届け出ている人数)
- ②「住民税課税状況」欄は、該当する項目にチェック☑してください。
- ③「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック☑してください。
- ④「収入の減少のあった年月」欄には、住民税非課税相当の収入であった令和4年1月から令和4年12月までの任意の1か月の月を記入してください。
- ⑤「任意の1か月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和4年1月から令和4年12月までの任意の1か月の収入を記入してください。

給与収入	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与と明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
事業収入又は 不動産収入	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金収入	※年金収入がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。

※給与収入、事業収入又は不動産収入、年金収入いずれの場合も、所得税が課されないものは、これらの収入として計上する必要はありません。

⑥「年間収入見込額」欄には、D欄(収入合計額)を12倍した金額を記入してください。

⑦「非課税相当収入限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。

(早見表)

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がいない場合	93.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	137.8万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	168.0万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	209.7万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	249.7万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

③ 年間所得により申し立てる場合、申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての者について記入してください。

	(フリガナ) 氏 名	【収入】	【控除】			【所得見込】	【非課税相当額】
		年間収入 見込額 ⑥	給与所得 控除額 ⑧	事業収入 等の経費 ⑨	公的年金等 控除 ⑩	年間所得 見込額 ⑪	非課税所得 限度額 ⑫
1	〇〇 〇〇	1,680,000		1,350,000		330,000	380,000
	〇〇 〇〇	【7】 円	円	【8】 円	円	【10】 円	円
2	【7】⑥欄の年間収入見込額を転記してください。 【8】各欄に該当する控除額を記入して下さい。 【9】下表の非課税限度額早見表から、扶養人数に応じて、該当する金額を記入してください。 【10】年間所得見込額を計算してください。 年間所得見込額＝ 収入額－（⑧給与所得控除額＋⑨事業収入等の経費＋⑩公的年金控除） ⑪の額が⑫の額を下回れば支給対象となります。						
3							
4							
5							
		円	円	円	円	円	円

- (記入上の注意)
- ⑥「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額（⑥欄）の額を転記して下さい。
- ⑧「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。
- ①A×12の額（給与収入分）が162.5万円以下 → 55万円

②A×12の額（給与収入分）が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40%－10万円

③A×12の額（給与収入分）が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30%＋8万円

④A×12の額（給与収入分）が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20%＋44万円
- ⑨「事業収入等の経費」
- ①事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください

②帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。
- ⑩「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。
- (65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額

：60万円以下 → 公的年金等収入分的全額

：60万円超130万円未満 → 60万円

：130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25＋27万5千円

：410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15＋68万5千円

(65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額

：110万円以下 → 公的年金等収入分的全額

：110万円超330万円未満 → 110万円

：330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25＋27万5千円

：410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15＋68万5千円
- ⑪「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入ください。
- ⑪年間所得見込額 ＝ ⑥年間収入見込額 － （ ⑧給与所得控除額 ＋ ⑨事業収入等の経費 ＋ ⑩公的年金等控除 ）
- ⑫「非課税所得限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。
- ※限度額は下の早見表から、①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。
- ※下表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者（所得金額48万円以下の者）」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

〈早見表〉	
扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
【9】 単身又は扶養親族がいない場合	38.0万円
配偶者・扶養親族（1名）を扶養している場合	82.8万円
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	110.8万円
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	138.8万円
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	166.8万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	135.0万円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用